

社内取締役・経営幹部の選任

基本方針

当社の取締役は、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者としています。

選任プロセス

取締役候補者は、ガバナンス委員会に諮問し、その答申を受けた上で、取締役会で選定しています。なお、社内取締役および役付執行役員の候補者選任に関しては、ガバナンス委員会による面談を実施し、候補者としての適性を審査しています。

社内取締役の選任理由

氏名	役職	選任理由
小林 喜夫巳 再任	代表取締役 社長執行役員 オートバックスチェーン本部長	オートバックス事業において、新規出店やマーケティング活動の強化、海外事業の基盤構築など長年にわたり当社の発展に尽力し、フランチャイズチェーン加盟法人も含めた当社の経営に携わるための経験と実績を有しています。
松村 晃行 再任	取締役 専務執行役員 東日本営業統括部長	長年、オートバックス事業における車買取・販売や車検の拡大、インターネットビジネスの強化に従事。また、新規事業・海外事業の担当としてその事業基盤の構築に従事し、新しい事業展開のための経験と実績を有しています。
平田 功 新任	取締役 専務執行役員 経営企画・IR・広報・IT戦略担当	事業のシステム基盤の構築や経営計画の策定と実行においてリーダーシップを発揮してきました。事業戦略とIR戦略を融合させた事業展開のための経験と知識を有しています。
小山 直行 新任	取締役 専務執行役員 オートバックスチェーン副本部長 兼 マーケティング担当	コンサルティング会社における実績に加え、当社入社以後、海外事業の基盤再構築や改革を推進しました。当社出身でない新鮮な思考と大胆な発想で、今後の事業改革をスピードをもって推進するための経験と実績を有しています。
熊倉 栄一 新任	取締役 常務執行役員 西日本営業統括部長	オートバックス事業の商品、営業の分野で貢献し、フランチャイズ加盟法人との関係構築にも尽力しました。当社の改革に必要な経験とコミュニケーション能力を有しています。
堀井 勇吾 新任	取締役 常務執行役員 海外事業担当	法務や内部統制など経営管理の分野に加え、コンプライアンスやグループ統制の分野でも貢献。また、お客様に対する新たなサービスの開始などにも尽力し、バランスのとれた能力と実績を有しています。

社外取締役・社外監査役の選任理由

氏名	主な兼職の状況	選任理由	出席状況
島崎 憲明 社外取締役 独立役員	IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー／日本公認会計士協会 顧問 ／一般社団法人 XBRL Japan 会長／株式会社UKCホールディングス 社外取締役	事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験・見識と、長年にわたる企業経営者や会計等に関する公的職務における監視・監督の経験を有しています。	17回/17回
小田村 初男 社外取締役 独立役員	株式会社タイトー 顧問	長年、警察の業務に携わり、反社会的勢力排除を含む危機管理や組織運営に関する豊富な知識・経験および道路交通関連の職務を通じ、交通社会に関する高い見識を有しています。	17回/17回
高山 与志子 社外取締役 独立役員	ジェイ・コウラス・アイアール株式会社 マネージング・ディレクター 取締役／特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事／地方公務員共済組合連合会 資金運用基本問題研究会 委員／金融庁・株式会社東京証券取引所 スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議 委員／ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社 代表取締役	ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験に加え、IR、コーポレート・ガバナンスの分野における取締役会評価の支援やIR活動の支援など企業へのコンサルティングの経験と実績を有しています。	13回/13回
清原 敏樹 社外監査役 独立役員	－	事業会社の取締役としての経験を有しており、これらを当社の監査に生かしていただき監査機能を強化していただきます。	17回/17回
池永 朝昭 社外監査役 独立役員	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士／ムーディーズ・ジャパン株式会社 独立監督委員／ムーディーズSFジャパン株式会社 独立監督委員	弁護士としての豊富な経験・知識を有しており、内部統制およびコンプライアンスなどに関する専門的な知見を当社の監査に反映していただきます。	17回/17回
坂倉 裕司 社外監査役 独立役員	リレーションズJAPAN株式会社 代表取締役	総合商社において国際金融や資本市場を中心とした財務業務における長年の経験から、財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を有しています。	17回/17回

社外取締役・社外監査役

選任の状況

社外役員に関しては、第三者機関が挙げた候補者のなかから選任することを基本とし、現在は女性1名を含む多様な経歴を持つ社外役員を選任しています。社外取締役は、いずれも、法令および当社の定める独立性要件を満たしています。多様な分野における経験・知識を有した各々の社外取締役が、独立した客観的な立場から取締役会の議論に積極的に貢献しています。

筆頭独立社外取締役の設置

当社では、株主・投資家との対話の幅を広げることを目的に、筆頭独立社外取締役を設置しています。株主・投資家との対

話には代表取締役社長執行役員が中心となって対応し、筆頭独立社外取締役の設置により、株主・投資家との建設的な対話を進めていきます。

独立社外役員連絡会の設置

当社は、独立社外役員のみで構成し、筆頭独立社外取締役が議長を務める「独立社外役員連絡会」を設置しています。同連絡会は社外取締役と社外監査役の相互の情報共有とコミュニケーションを強化する目的で、当社のガバナンスをはじめとする経営課題について意見交換や提言を行います。年2回の開催を原則とし、2015年12月に第1回目を開催しました。

社外役員の独立性要件 ※抜粋

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性の要件を満たす者をいう。なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

1. 当社および当社の関係会社（以下当社グループ）ならびに特定の企業等と、利害関係をもたないこと。
2. 当事業年度を含む最近5年間の、当社グループの業務執行取締役等の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
3. 第1項に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。
4. 独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

全文

http://www.autobacs.co.jp/ja/csr/co_gove_taisei.html

役員報酬

取締役・執行役員報酬

1) 基本方針

a. 取締役報酬の方針

フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を、オートバックスセブンの取締役として確保することを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。

b. 執行役員報酬の方針

フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの業務執行の中核を担い、短期および中長期の業績の向上、企業価値の維持とさらなる増大を図るため、インセンティブとして有効に機能させるとともに、優秀な人材を確保することを、

執行役員報酬決定に関する基本方針とします。

2) 報酬水準

報酬水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データを参考とし、また、業界における当社のポジション、目標達成の難易度および役位ごとの役割等を勘案して設定します。

3) 報酬の構成と基本的な考え方

当社の取締役、執行役員に対する報酬は、基本報酬である「固定報酬」と、数値目標に対する達成度や株価の変動など複数の評価指標によって変動する「業績連動報酬」により構成します。

また、「固定報酬」は「取締役固定報酬」と「執行役員固定報酬」とに分け、「業績連動報酬」は単年度計画に対する結果に応じて支払う「単年度業績連動報酬」と中期経営計画に対する結果に応じて支払う「中期業績連動報酬」から構成し、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、執行役員としての役位が上位のものほど高くなるよう設計します。ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみとします。

4) 報酬決定のプロセス

当社の取締役・執行役員報酬制度および報酬額は、社外取締役を委員長とし社外取締役を中心とした委員で構成するガバナンス委員会の諮問を経ることで、客観性・透明性を確保します。

監査役報酬

当社の監査役に対する報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしています。

2016年3月期の報酬総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬		業績連動報酬	
		支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役	取締役計	256	9	256	—
	うち社外取締役	36	4	36	—
監査役	監査役計	58	4	58	—
	うち社外監査役	33	3	33	—
合計		314	13	314	—

(注) 1. 取締役報酬限度額: 年額480百万円 (2006年6月28日定時株主総会決議)

2. 監査役報酬限度額: 年額120百万円 (2006年6月28日定時株主総会決議)

3. 上記には、2015年6月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでいます。